ばい煙発生施設の種類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 番号 | 施設の名称 | 項番号 | 施設の規模 | 施設の用途 |
| 有害物質を発生する施設 | １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| 有害物質を発生する施設以外の施設 | １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |

注１　「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に揚げる名称を記載すること。

注２　「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に揚げる項番号を記載すること。

注３　「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に揚げる規模を記載すること。

注４　「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により、製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

汚水等排出施設の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 番号 | 施設の名称 | 号番号 | 施設の用途 |
| 有害物質を発生する施設 | １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| 有害物質を発生する施設以外の施設 | １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |

注１　「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に揚げる名称を記載すること。

注２　「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に揚げる号番号を記載すること。

注３　「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により、製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

ダイオキシン類発生施設の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 施設の名称 | 号番号 | 数 | 施設の用途 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |

注１　「施設の名称」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに揚げる施設を記載すること。

注２　「号番号」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1または、第2の号番号を記載すること。

注３　「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により、製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

騒音(振動)発生施設の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 施設の名称 | 公称能力 | 台数 | 施設の用途 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |

注１　「施設の名称」の欄には、液圧プレス、機械プレス又は鍛造機の別を記載すること。

注２　「公称能力」の欄には、次のとおり記載すること。

① 液圧プレスについては、呼び加圧能力（キロニュートン）

② 機械プレスについては、呼び加圧能力（キロニュートン）

③ 鍛造機については、落下部分の重量（トン）

注３　同一の種類の施設であって、公称能力及び施設の用途が同じものはまとめて記載すること。